

高齢者の医療の確保に関する法律第十六条第二項の規定に基づき保険者及び後期高齢者医療広域連合が厚生労働大臣に提供する情報の利用及び提供に関する指針及び介護保険法第百十八条の二第二項の規定に基づき市町村が厚生労働大臣に提供する情報の利用及び提供に関する指針を廃止する告示

次に掲げる告示は、廃止する。

- 一 高齢者の医療の確保に関する法律第十六条第二項の規定に基づき保険者及び後期高齢者医療広域連合が厚生労働大臣に提供する情報の利用及び提供に関する指針(厚生労働省告示第四百二十四号)
- 二 介護保険法第百十八条の二第二項の規定に基づき市町村が厚生労働大臣に提供する情報の利用及び提供に関する指針(平成三十年厚生労働省告示第二百四十号)

○農林水産省告示第十八百四十五号

防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法(令和二年法律第五十六号)第三十条第一項の規定に基づき、防災重点農業用ため池に係る防災工事等基本指針を次のように定めたので、同条第四項の規定に基づき公表し、令和二年十月一日から施行する。

令和二年九月三十日

農林水産大臣 野上浩太郎

防災重点農業用ため池に係る防災工事等基本指針

本指針は、防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法(令和二年法律第五十六号。以下「法」という。)第三十条第一項の規定に基づき、防災重点農業用ため池に係る防災工事等の集中的かつ計画的な推進を図るための基本的な指針として、防災工事等の推進に関する基本的な事項、防災重点農業用ため池の指定について指針となるべき事項、防災工事等推進計画の策定について指針となるべき事項その他防災工事等の推進に関し必要な事項を定めるものである。

第1 防災工事等の推進に関する基本的な事項

農業用ため池は、全国に約16万か所存在し、農業用水の確保はもとより、生物の多様性の確保をはじめとする自然環境の保全、良好な景観の確保、文化の伝承等の多面的な機能を発揮し、地域資源としても重要なものとなっている。

他方、農業用ため池については、江戸時代以前に築造され、貯水施設の構造に関する近代的な技術基準に基づかず設置されたものが多いこと、劣化が進行しているものが多いこと、集落、水利組合等によって管理されているが、農業者の減少又は高齢化により管理組織が弱体化する傾向にあること等の課題を抱えている。

このような状況の中、農業用ため池については、その決壊により浸水が想定される区域(以下「浸水区域」という。)に住宅等(住宅又は学校、病院その他の公共の用に供する施設をいい、当該浸水によりその居住者又は利用者の避難が困難となるおそれがないものを除く。以下同じ。)が存するものが多いことから、大規模な地震又は豪雨により決壊した場合、国民の生命及び財産に甚大な被害を及ぼすおそれがある。

このため、国、地方公共団体、農業用ため池の所有者(管理者を含む。以下「所有者等」という。)、土地改良事業団体連合会等の関係者は、防災重点農業用ため池(法第2条第2項に規定する防災重点農業用ため池をいう。以下同じ。)の決壊による被害その他の災害から国民の生命及び財産を保護するため、連携して防災工事等(法第2条第6項に規定する防災工事等をいう。以下同じ。)の推進に努める必要がある。

よって、都道府県知事は、法第4条第1項の規定に基づき防災重点農業用ため池を指定したときは、浸水区域に存する住宅等の状況及び決壊した場合の影響度を踏まえ、法第5条第1項に規定する防災工事等推進計画(以下「推進計画」という。)を定め、都道府県、市町村等の関係者は、多数の防災重点農業用ため池について、推進計画に基づき、劣化状況評価(法第2条第4項に規定する劣化状況評価をいう。以下同じ。)及び地震・豪雨耐性評価(法第2条第5項に規定する地震・豪雨耐性評価をいう。以下同じ。)並びに防災工事(法第2条第3項に規定する防災工事等をいう。以下同じ。)を連携して効率的に実施することが重要である。

また、国は、法第7条の規定に基づき、推進計画に基づく事業及び法第6条第1項の都道府県が行う技術的な指導、助言その他の援助の実施に要する費用について、必要な財政上の措置を講ずるとともに、法第8条の規定に基づき、地方公共団体が推進計画に基づいて実施する事業に要する経費に充てるために起こす地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該地方公共団体の財政状況が許す限り、特別の配慮をするものとする。

さらに、集中的かつ計画的に防災工事等を実施するに当たっては、上述の農業用ため池の有する多面的な機能に配慮するものとする。

第2 防災重点農業用ため池の指定について指針となるべき事項

1 防災重点農業用ため池の指定の対象

防災重点農業用ため池の指定要件は、法第4条第1項の規定に基づき、防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法施行令(令和2年政令第277号)で定めている。この指定要件は、農業用ため池の管理及び保全に関する法律(平成31年法律第17号)第7条第1項の規定に基づき指定される特定農業用ため池の指定要件と同じであるが、同法では、国が所有する農業用ため池は国有財産法(昭和23年法律第73号)に基づき、地方公共団体が所有する農業用ため池は地方自治法(昭和22年法律第67号)に基づき、それぞれ管理されることを踏まえ、国又は地方公共団体が所有する農業用ため池は、特定農業用ため池の指定対象から除かれている。

一方、法第4条第1項の規定に基づき指定する防災重点農業用ため池については、都道府県知事が定める推進計画に基づき、都道府県、市町村等が防災工事等の集中的かつ計画的な推進を図るべきものであることから、都道府県知事は、国が国有財産法第3条第2項に規定する行政財産として所有し、自ら防災工事等を実施するもの又は独立行政法人水資源機構が所有するものを除き、防災重点農業用ため池の指定要件に該当するものを指定するものとする。

2 防災重点農業用ため池の指定の解除

浸水区域に住宅等が存しなくなった場合、廃止工事(農業用ため池を廃止するために施行する工事をいう。以下同じ。)を実施した場合等、防災重点農業用ため池の指定要件に該当しなくなった農業用ため池については、法第4条第3項の規定に基づき、防災重点農業用ため池の指定の解除を行うことが適当である。

第3 防災工事等推進計画の策定について指針となるべき事項

1 劣化状況評価の実施に関する基本的な事項

(1) 劣化状況評価の実施対象

防災重点農業用ため池の堤体、洪水吐き、樋管等において一定程度以上の漏水・変形等といった劣化が生じ、施設の安全性が損なわれている場合にあっては、適時適切に防災工事を実施する必要がある。

このため、劣化状況評価は、廃止工事を実施するものを除き、全ての防災重点農業用ため池を対象として実施し、その優先度は、防災重点農業用ため池の貯水量並びに浸水区域に存する住宅等の数及び公共の用に供する施設の重要度を踏まえたものとする。特に、2(1)に規定する地震・豪雨耐性評価の実施要件に該当するものについては、当該評価と一体的かつ優先的に実施するものとする。

(2) 劣化状況評価の実施に当たった留意事項

劣化状況評価は、事業主体による防災工事の必要性についての判断に資するため、専門技術者が防災重点農業用ため池の堤体、洪水吐き、樋管等における漏水・変形等について現地にて計測等を行い、その結果に基づき、劣化による農業用ため池の決壊の危険性を評価するものである。

当該評価の実施及び防災工事の必要性の判断に当たっては、必要に応じ、学識経験者の意見を聴取することが適当である。

また、劣化状況評価の結果、防災工事は不要であるが経過観察が必要であると判断された防災重点農業用ため池については、劣化の進行に伴う決壊が生じないよう、必要に応じ、定期的に堤体、洪水吐き、樋管等の漏水・変形等の劣化状況を適切に観察するものとする。

なお、防災工事が必要であると判断された防災重点農業用ため池については、2に規定する地震・豪雨耐性評価を併せて実施し、必要な防災工事を一体的に実施することが適当である。

2 地震・豪雨耐性評価を優先的に実施すべき防災重点農業用ため池の基準その他地震・豪雨耐性評価の実施に関する基本的な事項

(1) 地震・豪雨耐性評価の実施要件

農業用ため池の多くは、貯水施設の構造に関する近代的な技術基準に基づき設置されておらず、地震又は豪雨による決壊の危険性があることから、防災重点農業用ため池が決壊した場合の影響度を踏まえ、地震・豪雨耐性評価を実施し、必要な防災工事を集中的かつ計画的に実施する必要がある。

地震・豪雨耐性評価は、廃止工事を実施するものを除き、次に掲げる要件のいずれかに該当するものを優先して実施することとし、防災重点農業用ため池の貯水量並びに浸水区域に存する住宅等の数及び公共の用に供する施設の重要度を踏まえた優先度とすることが適当である。

- ① 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の4第1項に規定する指定緊急避難場所若しくは同法第49条の7第1項に規定する指定避難所又は病院、警察署、消防署等の防災活動の拠点となる施設であって、防災重点農業用ため池の決壊により、その機能に支障が生じるおそれがあるものが浸水区域に存すること。
- ② 緊急輸送を確保するため必要な道路であって、防災重点農業用ため池の決壊により、その機能に支障が生じるおそれがあるものが浸水区域に存すること。
- ③ 当該防災重点農業用ため池が決壊した場合、その周辺の区域に存する住宅等の居住者及び利用者に甚大な被害を及ぼすおそれがあるものとして、都道府県知事が特に必要と認めるものであること。

(2) 地震・豪雨耐性評価の実施に当たっての留意事項

地震・豪雨耐性評価は、事業主体による防災工事の必要性についての判断に資するため、専門技術者が、必要に応じて防災重点農業用ため池及びその周辺の地質状況等を調査するとともに、農業用ため池の堤体のすべり破壊及び浸透破壊に対する安定性、設計洪水量を安全に流下させるために必要な洪水吐き能力、堤防高等の施設構造等について、構造計算等により地震又は豪雨による農業用ため池の決壊の危険性を評価するものである。

当該評価の実施及び防災工事の必要性の判断に当たっては、防災重点農業用ため池の重要度に応じて耐震性能を照査するとともに、必要に応じ、学識経験者の意見を聴取することが適当である。

なお、防災工事が必要であると判断された防災重点農業用ため池については、1に規定する劣化状況評価を併せて実施し、必要な防災工事を一体的に実施することが適当である。

3 防災工事の実施に関する基本的な事項

(1) 防災工事の優先度

劣化状況評価又は地震・豪雨耐性評価の結果、防災工事が必要であると判断された防災重点農業用ため池については、優先度を明らかにした上で、法の有効期間内に必要な防災工事を実施することを目標とする。

防災工事の優先度は、防災重点農業用ため池の貯水量並びに浸水区域に存する住宅等の数及び公共の用に供する施設の重要度又は劣化の程度を踏まえたものとする。

(2) 廃止工事

利用の実態を把握した上で、現に農業用水の貯水池として利用されておらず、又は利用されない見込みがない防災重点農業用ため池については、その決壊による水害その他の災害を防止するため、廃止工事により貯留機能を喪失させることが適当である。

廃止工事を検討するに当たっては、関係者との調整を適切に行い、必要に応じて統廃合や代替水源の確保を行うとともに、農業用ため池の有する洪水を一時貯留する機能、絶滅危惧種などへの影響の低減を含む環境との調和等に配慮することが重要である。

また、廃止工事については、農業用ため池の堤体の撤去、流水を安全に流下させるための護岸、下流河川への取付水路等の整備等を行うことを基本とし、貯水池の埋立てによる場合にあっては跡地の利用や埋立ての実施に要する費用の妥当性について、他用途への転用を行う場合にあっては転用後の施設の所有権や管理権の所在について十分に検討するものとする。

(3) 防災工事の実施に当たって配慮すべき事項

① 防災工事に関する関係者間の調整

防災工事に係る事業主体は、その実施内容が明らかとなった段階で、時間的余裕をもって所有者等（防災重点農業用ため池が農業用水以外の貯留施設としての機能を併せ有する場合はその利用者を、防災重点農業用ため池が文化財保護法（昭和25年法律第214号）に基づき文化財に指定・選定されている等の場合はその関係部局を含む。）と調整し、必要な手続を行うものとする。

② 環境との調和に配慮した防災工事の実施

農業用ため池は、第1で述べたとおり、農業用水の確保はもとより、多面的な機能を有し、地域資源として重要なものとなっているものも多い。このため、防災工事を実施するに当たっては、関係部局と調整し、あらかじめ防災重点農業用ため池に生息・生育する絶滅危惧種などの状況等を把握するとともに、必要に応じて、これらの生物への影響の低減、防災工事に伴う外来種の逸出の防止を行う等の環境との調和に配慮するものとする。

(4) その他

防災重点農業用ため池の防災工事を集中的かつ計画的に推進するためには、都道府県、市町村及び農業用ため池の所有者等が相互に協力することが重要である。

4 防災工事等の実施に当たっての都道府県及び市町村の役割分担及び連携に関する基本的な事項

防災工事等を円滑に実施するためには、防災重点農業用ため池の貯水量、受益面積、これまでの調査又は工事に係る実績等を踏まえた防災工事等の種別ごとの実施主体に係る基本的な考え方、防災工事等を進めるに当たっての関係者間の調整の方法、法第6条第1項の規定に基づき都道府県が行う技術的な指導、助言その他の援助の内容等について、都道府県及び市町村の間においてあらかじめ調整し、推進計画にその役割分担を位置付けることが重要である。

推進計画を定めるに当たっては、法第5条第3項の規定に基づき、都道府県知事が、あらかじめ、関係市町村長と協議することとされており、都道府県及び市町村は、防災工事等の内容等に係る情報共有、役割分担に基づく関係者間の調整又は推進計画の変更を含めた各種手続を連携して進めることが重要である。

また、関係者が円滑に情報共有を行い、非常時の連絡体制及び役割分担を調整するため、都道府県、市町村、土地改良事業団体連合会等の関係者が参画した協議会等を地域の実情に応じて設置する必要がある。

さらに、防災重点農業用ため池に係る防災工事等を的確かつ円滑に実施するため、知見を有する土地改良事業団体連合会の技術力を有効に活用している事例（いわゆる「ため池サポートセンター」等）もあることから、多数の防災重点農業用ため池を有する都道府県においては、ため池サポートセンター等を設立し、効率的に防災工事等を推進していくことが望ましい。

第4 その他防災工事等の推進に関し必要な事項

1 専門技術者の育成・確保

都道府県、市町村、土地改良事業団体連合会等は、防災工事等が適切に実施できるよう専門技術者の確保・育成を図ることが重要であることから、国は、推進計画に基づく事業及び法第6条第1項の都道府県が行う技術的な指導、助言その他の援助の実施に要する費用について、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

2 応急的な防災工事又は地震・豪雨時の応急措置の実施

劣化状況評価又は地震・豪雨耐性評価の結果、防災工事が必要であると判断された防災重点農業用ため池については、可能な限り速やかに防災工事を実施し、所要の安全性を確保するよう努めるものとする。また、当該防災工事が完了するまでの当面の間は、所要の応急的な防災工事の実施及び管理・監視体制の強化を図ることが重要である。

また、地震又は豪雨により、防災重点農業用ため池の決壊のおそれが生じた場合には、その決壊を防止するための貯水位の低下、損傷箇所の保護、浸水区域の住民の避難等の応急措置を的確に行う必要がある。

3 ICT等の先進技術の導入等による管理・監視体制の強化

農業者の減少又は高齢化により防災重点農業用ため池の管理組織が弱体化する傾向にある。このため、農業用ため池の水位を離れた場所から観測できるシステム等の先進技術の導入を図り等合理化・省力化を進め、国民の生命及び財産を保護することができるよう、防災重点農業用ため池の管理・監視体制を強化するものとする。

4 推進計画の変更

法附則第3項は、防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進の在り方について、法の施行後5年を目途として、その施行の状況等を勘案して検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとしている。

推進計画においても、防災工事等の実施状況を踏まえ、防災工事等の実施に係る目標等を必要に応じて変更するものとする。

○農林水産省告示第十八百四十六号

砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和四十年法律第九号）第三条第一項第九条第二項、第十一条第一項、第十五条第三項、第十八条の二第一項、第十八条の六第三項、第二十四条第一項、第二十五条第一項第一号、第二十六条第一項及び第三十一条第二項の規定に基づき、令和二砂糖年度に係る同法第三条第一項の砂糖調整基準価格、同法第九条第一項第一号の指定糖調整率、同法第十一条第一項の異性化糖調整基準価格、同法第十五条第一項第一号の異性化糖調整率、同法第十八条の二第一項の加糖調製品糖調整基準価格、同法第十八条の六第一項の加糖調製品糖調整率並びに同法第二十四条第一項及び第二十五条第一項第一号の農林水産大臣が定める額並びに令和二でん粉年度に係る同法第二十六条第二項のでん粉調整基準価格及び同法第三十一条第一項第一号の指定でん粉等調整率を次のように定めたので、告示する。

令和二年九月三十日 農林水産大臣 野上浩太郎

- 一 砂糖調整基準価格 一、〇〇〇キログラムにつき一五三、二〇〇円
二 指定糖調整率 百分の三七・〇〇
三 異性化糖調整基準価格 一、〇〇〇キログラムにつき一八九、〇七六円（うち消費税額及び地方消費税額分 一四、〇〇六円）
四 異性化糖調整率 百分の一七・二三
五 加糖調製品糖調整基準価格 一、〇〇〇キログラムにつき三三四、八〇七円
六 加糖調製品糖調整率 百分の三〇・三〇
七 砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律第二十四条第一項の農林水産大臣が定める額 一、〇〇〇キログラムにつき二五、六一三円（ただし、同項の規定による砂糖年度を区分した期間ごとに、同項の規定に基づき指定糖輸入申告者等に通知した数量の合計数量が輸入に係る砂糖につき農林水産大臣が定める数量に達しない場合には、当該農林水産大臣が定める数量から当該通知した数量の合計数量を控除した数量に係る額については、当該砂糖年度を区分した期間ごとに二五、六一三円を超えない範囲内において農林水産大臣が別に定める額とする。）
八 砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律第二十五条第一項第一号の農林水産大臣が定める額 一、〇〇〇キログラムにつき二、六七四円（うち消費税額及び地方消費税額分 一九八円）
九 でん粉調整基準価格 一、〇〇〇キログラムにつき一六五、九七〇円
十 指定でん粉等調整率 百分の四・一七三

○農林水産省告示第十八百四十七号

砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和四十年法律第九号）第二十二條第二項及び第三十六條第二項の規定に基づき、令和二砂糖年度に係る国内産糖交付金及び令和二でん粉年度に係る国内産いもでん粉交付金の単価を次のように定めたので、同法第二十二條第三項及び第三十六條第三項の規定に基づき、告示する。

令和二年九月三十日

農林水産大臣 野上浩太郎

- 一 てん菜を原料として製造される国内産糖
正味一、〇〇〇キログラムにつき 一五、一九二円
二 さとうきびを原料として製造される国内産糖
(一) 鹿児島県
1 種子島において製造されるもの
正味一、〇〇〇キログラムにつき 五七、一六一円
2 奄美大島において製造されるもの
正味一、〇〇〇キログラムにつき 八七、五七六円
3 喜界島において製造されるもの
正味一、〇〇〇キログラムにつき 五八、七二二円
4 徳之島において製造されるもの
正味一、〇〇〇キログラムにつき 五五、〇五二円
5 沖永良部島において製造されるもの
正味一、〇〇〇キログラムにつき 六七、〇三八円
6 与論島において製造されるもの
正味一、〇〇〇キログラムにつき 一〇〇、八六三円
(二) 沖縄県
1 沖縄本島において製造されるもの（②に掲げるものを除く。）
正味一、〇〇〇キログラムにつき 五四、七一〇円
2 沖縄本島において製造されるもの（沖縄本島において販売されるものに限る。）
正味一、〇〇〇キログラムにつき 四五、八一〇円
3 伊豆群島において製造されるもの
正味一、〇〇〇キログラムにつき 一五、九四八円
4 久米島において製造されるもの
正味一、〇〇〇キログラムにつき 八〇、五二六円
5 南大東島において製造されるもの
正味一、〇〇〇キログラムにつき 九四、〇二五円
6 北大東島において製造されるもの
正味一、〇〇〇キログラムにつき 一三一、九七〇円
7 宮古島において製造されるもの
正味一、〇〇〇キログラムにつき 五四、七六一円
8 伊良部島において製造されるもの
正味一、〇〇〇キログラムにつき 七六、五五二円
9 石垣島において製造されるもの
正味一、〇〇〇キログラムにつき 七〇、〇三七円
三 ばれいしよを原料として製造される国内産いもでん粉
正味一、〇〇〇キログラムにつき 一九、七六四円
四 かんしよを原料として製造される国内産いもでん粉
正味一、〇〇〇キログラムにつき 三八、二〇六円